公害防止対策、廃棄物処理政策

厳格な管理 企業に課す

大気汚染防止法と水質汚濁防止法の改正法が２０１１年４月から完全施行される予定だ。測定記録の改ざんに対し罰則を設けるなど、企業の公害防止管理を厳格化する。また廃棄物処理法の改正法も４月から施行。廃棄物の適正処理や処理施設の維持管理の強化策、産業廃棄物処理業者の優良認定制度などが実施され、企業は対応を迫られる。

改正大気汚染・水質汚濁防止法

4月施行 記録の改ざんに罰則

大気汚染防止法と水質汚濁防止法の改正法は、10年5月に国会で成立した。事業者に汚染要因の排出状況の把握や汚染防止のための措置を講じることを求めた「責務規定」の項目は同8月に先行して施行。残りの部分は11年4月1日の施行に向けて、準備が進んでいる。

改正法では工場から出るばい煙の量や排水の汚染状態の測定結果の記録だけでなく、保存も義務付けた。測定データの改ざんを取り締まるのが狙い。測定結果の未記録や虚偽の記録、記録を保存しなかった者には30万円以下の罰金を科す。

改正大気汚染防止法では、人の健康や生活環境に被害を生じさせるかどうかにかかわらず、継続してばい煙の排出基準超過の恐れがある場合は自治体が改善命令を発動できるようにした。

また改正水質汚濁防止法では、汚水流出による被害の拡大防止策を強化。国が指定した有害物質を含む水を事故で排出してしまった企業に対し、応急措置の実施や自治体への届け出を義務付けた。

改正大気汚染防止法・水質汚濁防止法のポイント

- ●工場から出るばい煙の量や排水の汚染状態の測定結果の記録だけでなく、保存も義務付け。測定結果の未記録や虚偽記録、記録を保存しなかった者は30万円以下の罰金
- ●継続してばい煙の排出基準超過の恐れがある場合、自治体は改善命令の発動が可能に
- ●国が指定した有害物質を含む水を事故で排出してしまった企業に対し、応急措置の実施や自治体への届け出を義務付け

公害防止計画制度

内容重点化で効果引き出す

環境相の諮問機関である中央環境審議会（中環審）は「今後の公害防止計画制度の在り方について」と題する意見具申書をまとめ、10年12月17日に松本龍環境相に提出した。公害防止計画の機能は今後も有用であるとして制度の存続が必要とする一方、計画内容の重点化など制度の効果を上げるための見直しを求めた。

公害防止計画制度は国と自治体、事業者が連携し、公害防止施策を総合的に講じるための枠組みとして70年に始まった。著しい公害がすでに発生、または公害が激しくなる恐れがある地域がある場合、環境相は都道府県知事に公害防止計画の策定を指示し、都道府県知事は策定した計画について環境相の同意を得ることとしている。現在は30地域（24都府県）で計画が策定され、すべての計画は10年度末で期限を迎える。制度開始から約40年が過ぎ、中環審は今後のあり方を検討してきた。

意見具申書では粒径が2・5マイクロメートル以下の微小粒子状物質（PM2・5）の環境基準設定なども踏まえ、計画制度の機能は引き続き有用で存続が必要と指摘した。一方で計画策定に関する環境相の指示を廃止し、都道府県知事の自主判断とするなどの見直しも併せて要求。取り組むべき課題の重点化も求めた。

公害防止計画に基づき実施される事業には、財政上の特別措置に関する法律（公害財特法）に基づく支援措置が講じられる。同法律は10年度末に適用期限を迎えるが、中環審は現段階で廃止すれば事業実施に支障が出かねないとして10年の期間延長を要望。これを受け政府は11年1月28日に10年間の期間延長などを盛り込んだ同法律の改正案を閣議決定した。

公害防止計画策定地域

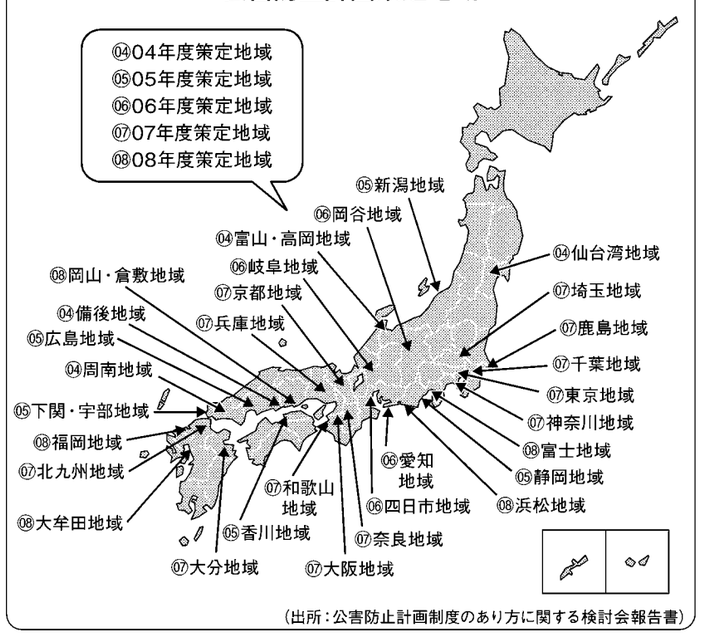

（出所：公害防止計画制度のあり方に関する検討会報告書）

建設廃棄物 処理責任 元請け一元化

改正廃棄物処理法

11年4月施行の改正廃棄物処理法は産業廃棄物の排出事業者、処理業者の双方にとって重要な改正点が含まれている。

まず産業廃棄物を適正処理するための対策として、排出事業者が産業廃棄物を自社保管する場合に都道府県知事への届け出を義務付ける制度を創設する。建設廃棄物の処理責任は建設工事の元請け業者に一元化。産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付者に交付したマニフェストの写しを5年間保存することを義務付ける。

産業廃棄物処理業者が事故や施設の休廃止などで適正処理が困難になった場合に、10日以内に排出事業者への通知を義務付ける制度も創設する。通知を受けた排出事業者は環境上の支障が生じないように対策を講じるとともに、通知受領日から30日以内に都道府県知事に報告しなければならない。また罰則も強化し、従業員が廃棄物の不法投棄を行った場合に事業主の法人に科す罰金を従来の1億円以下から3億円以下に引き上げた。

一方、改正法では廃棄物処理施設の維持管理対策も強化。処理施設の設置許可を受けた者は5年3カ月以内ごとに、都道府県知事の検査を受けなければならないとの規定を設けた。処理施設の維持管理情報のインターネットなどでの開示も義務化。最終処分場の設置許可を取り消された者には、処分場が廃止基準に適合すると都道府県知事に確認されるまでの維持管理を義務付け、管理者不在となる状況を防ぐ。

廃棄物の排出抑制対策では、産業廃棄物発生量が年間1000トン以上の多量排出事業者が処理計画や実施状況報告書の国への提出義務を守らない場合に、20万円以下の過料に処す措置を設けた。

また廃棄物の循環利用を促進するため、途上国から廃棄物を輸入する際の条件を緩和。現行法は輸入廃棄物を自ら処分する者しか輸入申請できなかったが、改正法ではメーカーなどが輸入申請し産業廃棄物処理業者に処分を委託するケースも認める。

地球温暖化対策の一環として廃棄物焼却時の熱利用を推進するため、熱回収施設設置者の認定制度を創設する。熱回収効率の向上のためのスケールメリットを考慮し、認定事業者に対しては通常14日分としている処分用産業廃棄物の保管基準を21日分まで緩和する。

さらに産業廃棄物収集運搬業の許可手続きも緩和。現在は積み下ろしを行うすべての都道府県や廃棄物処理法における政令市の許可を取得しなければならないが、改正法では一つの政令市を越えて収集運搬業を行う場合は都道府県の許可のみを受ければ良いこととした。例えば全国で収集運搬業を行う場合、従来は全都道府県と全政令市を合わせて計109件の許可を得なければならないが、改正法施行後は47都道府県の許可を得ればよくなり、手続きの負担が大幅に軽減される。

改正廃棄物処理法のポイント

適正処理対策の強化	
●産業廃棄物の自社保管に関する届け出制度を創設	
●建設系廃棄物に関する処理責任を元請け業者に一元化	
●マニフェストの交付者は交付したマニフェストの写し（A票）を５年間保存しなければならない	
●処理業者はマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引き渡しを受けてはならない	
●処理業者は適正な処理が困難となる事由が生じたときは、その旨を委託者に通知しなければならない	
●従業員が不法投棄を行った場合に事業主の法人に課す罰金を１億円以下から３億円以下に引き上げ	
処理施設の維持管理対策の強化	
●処理施設設置者に対し都道府県による定期検査を義務付け	
●処理施設の維持管理情報の公開を義務化	
●設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可を取り消された者またはその承継人に維持管理を義務付け	
産業廃棄物処理業の優良化の推進	
●優良産業廃棄物処理業者認定制度を創設。認定業者は処理業の許可の有効期間を５年から７年に延長	
排出抑制の徹底	
●産業廃棄物の多量排出事業者が処理計画書や実施状況報告書を提出しない場合、20万円以下の過料に処す	
適正な循環的利用の確保	
●廃棄物を輸入できる者として「国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者などに委託して行う者」を追加	
焼却時の熱利用の促進	
●熱回収施設設置者の認定制度を創設。認定業者は産業廃棄物の保管基準を14日分から21日分に緩和	

優良産業廃棄物処理業者認定制度

順法・透明性で優遇措置

改正廃棄物処理法施行に伴い、環境省は産業廃棄物処理業者の優良認定制度を創設する。認定業者に対しては処理業の許可の有効期間を5年から7年に延長し、事務手続きの負担を軽減する。優良な処理業者の育成につなげるとともに、認定業者をリスト化することで排出事業者がより信頼性の高い処理委託先を検索できるようにする。

優良認定制度は現行の優良性評価制度を衣替えする形で実施。①実績と順法性②事業の透明性③環境配慮の取り組み④電子マニフェスト⑤財務体質の健全性―の五つの基準に適合する処理業者を優良と認定する。認定業者には処理業の許可の有効期限を2年延長する特例措置を適用。許可証に一目で分かる「優良マーク」を表示することで外部へのアピール効果も高める。

現行の評価制度には「電子マニフェスト」や「財務体質の健全性」の基準はなく、処理業者にとって優良認定取得のハードルが上がったのも事実。一方、排出事業者にとっては処理委託先の信頼性や健全性が高まることで不適正処理のリスクを回避・軽減できる。

改正法施行後は、多量排出事業者に提出を義務付けている処理計画書と実施状況報告書に、優良認定業者への処理委託量を記載する欄を新設。優良認定業者への処理委託を促進する。